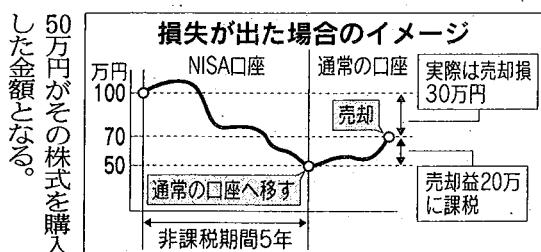


2014年に始まる少額投資非課税制度（日本版ISA＝NISA）では、購入した金融商品が値下がりすると、税金で不利になる可能性があることは要注意だ。具体的にみてみよう。

わかる投資 NISA 活用のツボ ⑥



通常口座に移した後、例えば70万円に値上がりしたタイミングで売ったらどうなるか。普通を考えると100万円で買った株式を、30万円の損失を出して手放しただけのようみえる。

しかし、税務上は50万円で買ったものを70万円で売ったことになり、売却益の20万円に課税される。来年から株式の売却益などに対する税率は現状の10%から20%に上がった時点の時価である

り、税負担も大きくなるだけに無視できない。

一方、非課税期間が終わった際、新たな非課税枠に移していたら、税金のことを考える必要はない。

ただ、その場合は新たに非課税枠で新規に投

資できる金額は減る。このケースでは前の非課税枠から50万円を引き継ぐため、新規に投資できるのは50万円になる。

NISAの口座で保有する金融商品で損失が出ても、いわゆる「損益通算」の対象にならない点

損益通算の対象外

通常は株式と株式投資信託などの配当や売却損益であれば損益通算できる。しかし、NISA口座で保有する金融商品は運用益が非課税となる半面、損が出ても損益通算の対象にはできない。